



報道発表資料

報道関係者 各位

令和元年 12 月 2 日

【照会先】

山形労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 門脇 啓一

室長 補佐 西長 布紀子

(電話) 023-624-8228

(FAX) 023-624-8246

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

～「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設中～

～令和元年 12 月から令和2年3月まで～

山形労働局（局長 ^{かさい なおと} 河西 直人）では、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに対する、男女雇用機会均等法等の法令に基づく必要な取組や、パワーハラスメントに対する取組を促進するため、令和元年 12 月 2 日から令和 2 年 3 月 31 日までの期間、働く方や企業の担当者等からの相談に対応する「ハラスメント対応特別相談窓口」（資料 2）を開設しています。

これは、厚生労働省で 12 月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場環境をつくるための広報・啓発活動を行う一環として行うものです。

また、山形労働局では、労働施策総合推進法の改正（資料 3）により、パワーハラスメント防止のための措置を講じることが事業主の義務となることから、令和 2 年 2 月に、事業主や人事労務担当者向けに、職場におけるハラスメント対策等について説明会を開催する予定です。

ハラスメント対応特別相談窓口

山形労働局（雇用環境・均等室）

電話番号：023（624）8228

住所：〒990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階
※受付時間：8時30分～17時15分（閉庁時刻）

- ★相談に係るプライバシーは守られます。また、匿名で相談することも可能です。
- ★相談は無料です。

妊娠を報告したら退職をほのめかされたけど、どうしよう…

法に沿ったハラスメント対策って何をすればいいんだろう??

セクハラについて社内の相談窓口に相談したら「それくらいのことは我慢できないか」と言われた。

職場のハラスメント対策等説明会

日時	会場
令和2年2月13日（木）午後	東田川郡三川町 いろり火の里
令和2年2月18日（火）午後	山形市 山形ビッグウイング
令和2年2月27日（木）午後	米沢市 伝国の杜

※ 詳細については、決まり次第、山形労働局ホームページに掲載します。

<添付資料>

- 1 12月は職場のハラスメント撲滅月間です (ちらし)
- 2 ハラスメント対応特別相談窓口を開設しています
- 3 パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！